

「学校にローアンの風を」 連続講座 第2講

2012年7月21日

A 学校の安全衛生活動 15 のチェック ポイント

(午後1時～2時半)

講師 杉本正男

(産業カウンセラー 元川口市教職員組合副委員長)

[質問 休憩]

午後2時半～3時

B 学校の安全衛生活動 (CD パワーポイント)

(午後3時～4時)

講師 大里総一郎

(埼玉県 越谷市教職員組合委員長)

C 自由交流の時間 (午後4時～5時)

(これまでの講演の質問とそれぞれの活動を交流する時間)

閉会

「学校にローアンの風を」連続講座 第2講

A 学校の安全衛生活動 15のチェックポイント

産業カウンセラー 杉本正男

今回の連続講座は、労働安全衛生法（以下「労安法」という）の基本となる内容の講座です。

労安法、規則などに関する解説が多くなりますが、職場の実態を踏まえ実践的な話ができるように努めます。

公立学校における労安の取り組みは徐々に進みつつありますが、未だ施策が始まっていないところも少なからずあります。そういうところでは学校現場の実態と法令とのギャップに戸惑いが生じるかもしれません。

しかし、ここで学んだことをもとに労安法・規則などの具体化・実施を求めることで必ず前進することができます。

なぜなら行政は法律を遵守する立場にあり、法律を無視し違法行為を続けることができないからです。

労安の取り組みが始まっているところは労安法を学び、その具体化を求めて粘り運動をすすめてきているところです。

労安法をもとにした具体化要求運動で「教育委員会が何もしない。」というところは今日どこにもありません。

「知は力なり。」

学んだことをエネルギーに、学校にローアンが根づくようともにがんばりましょう。

1 労働安全衛生活動と学校

（第1条）

資料 A

（1）労働安全衛生法（以下「労安法」という）という法律

* 1972年に労働基準法第5章「安全衛生」から独立して単独法として成立

* この法律は行政を取り締まり法である

* 取り締まりの対象は、事業者である教育委員会、教職員は保護される立場

* キーワード：責任体制の明確化、計画的・継続的、健康・安全・快適職場

3つの管理（作業・作業環境・健康）危害危険防止、過重労働対策
メンタルヘルス、労働安全衛生マネジメントシステム（PDCA）
罰則・申告 など

* この法律は最低基準であり、これを下回るものは無効となる

（2）学校と労安法

* 教職員も当然労安法の対象となる（文科省は当初学校保健法、方針転換は1995年）

* 各地の教職員組合教職員の運動の結果、教育行政も労安の施策を始めるに至った

* 文科省は近年、毎年公立学校における労安の推進に関する通知を出している

* 2012年3月には労安施策のためのリーフレットを発行し各学校に配布

* 1995年当時から比べると各地での取り組みは進んできている

ポイントアドバイス

○労安法は行政を取り締まる法律 最低基準であり、下回る内容は無効

○労安法はすべての学校に適用される

○教育委員会は労安法を遵守する義務がある

2 学校で行う労働安全衛生体制 (第10条、第12条、第13条、第18条)

(1) 労働安全衛生管理体制とは

* 労安の施策を始めるときに、このことを担う担当者の配置と組織が必要
総括安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者、産業医の配置、衛生委員会の設置を安全衛生管理体制という

(2) 学校の労働安全衛生管理体制

- * 学校で行う労安活動では作業管理、作業環境管理、健康管理、安全衛生教育が基本の活動となり、これらの活動が効果的に推進されるためには、教育委員会と各学校における労安体制の整備が必要不可欠となる
- * 区・市町村段階では、総括安全衛生管理者・衛生管理者・産業医などの選任と衛生委員会の設置が、学校段階では、教職員が50人以上の学校では衛生管理者の選任・産業医の配置と衛生委員会の設置が義務付けられ、50人以下の学校では衛生推進者の選任が義務づけられている
- * 学校での労安の推進はチーム（委員会）による取り組みが重要

ポイントアドバイス

- 区・市町村と学校での安全衛生管理体制の整備が必要
- 活動の基本は、作業管理・作業環境管理・健康管理・安全衛生教育
- 教職員が50人以上も50人以下も衛生委員会の設置が求められる

3 教職員のための労働安全衛生管理規程づくり

資料B

(1) 教職員組合と教育委員会の協議で

- * 各学校で労安の取り組みを進める上で、安全衛生管理規程の制定が求められる
- * 管理規程の制定においては、教育委員会と教職員組合との協議をもとにすすめることが大切
- * これは、労安法のスリットである労使対等の原則によるもので、両者の納得と合意による管理規程の制定により有効な施策ができることになる

管理規程制定までの手順

- * 両者による管理規程検討委員会を設置し検討を進める
- * 両者が共通の土俵にたち労安法についての理解を共有するために、労安法についての基本的なことの学びあいをすることが後々の作業のために有効
- * 制定過程で管理規程の骨抜きを意図する議論が出たときは、必ず労安法に立ち戻ることによって解決をすることができる
- * 管理規程には最新の法令・通達・指針を盛り込むこと

ポイントアドバイス

- 管理規程の制定は、教職員組合と教育委員会の協議で
- 両者による労安法の学びが、共通理解・共通認識を固める上で大切
- 管理規程には最新の法令・通達・指針を

4 総括安全衛生管理者の役割

(第 10 条)

資料 C

(1) 総括安全衛生管理者となる者

- * 安全衛生管理体制の最高責任者で事業（教育）の実施について実質的に総括管理する権限と責任（人事権・予算権）を有する者を充てる
- * 教育行政のトップである教育長またはこれに代わる者（教育部長など）がこの立場になる

(2) 総括安全衛生管理者の職務

- * 衛生管理者を指揮する
- * 次の事項の総括管理を行う
 - ① 教職員の危険または健康障害を防止するための措置
 - ② 教職員の安全または衛生のための教育の実施に関すること
 - ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置
 - ④ 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること
 - ⑤ この他、労働災害を防止するために必要な業務
- * 安全衛生に関する方針の表明 * 安全衛生の計画・実施・評価・改善

ポイントアドバイス

- 総括安全衛生管理者は一定の教職員数に対し選任が義務づけ
- 選任の条件は人事・予算に実質的権限を有する者
- 重要な役割として、トップとしての方針表明、計画・実行・評価・改善施策

5 衛生管理者の役割

(第 12 条)

資料 D

(1) 衛生管理者の選任・資格

- * 教職員数が 50 人以上の学校は、衛生管理者を選任しなければならない
- * 選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に行い、労基署署長に報告する
- * 衛生管理者は、免許または一定の資格を有している者の中から選任する

(2) 衛生管理者の職務

- * 衛生に関する技術的事項を管理する
 - ① 教職員の危険または健康障害を防止するための措置
 - ② 教職員の安全または衛生のための教育の実施に関すること
 - ③ 健康診断の実施その他、健康の保持増進のための措置
 - ④ 労働災害の原因の調査および再発防止
- * 少なくとも毎週 1 回職場を巡視する
 - ・ 設備や仕事の内容、衛生状態に有害なおそれがあるときは、教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない
- * 教育委員会・学校長は衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなしえる権限を与えねばならない

ポイントアドバイス

- 50 人以上の学校では、衛生管理者の選任が義務づけ（罰則あり）
- 職務は衛生に関する事項を担当する
- 衛生管理者には衛生に関する措置を行う権限が付与されている

6 衛生推進者の役割

(第12条の2)

資料E

(1) 衛生推進者の選任・資格

- *教職員が50人未満の学校では衛生推進者を選任せねばならない
- *選任した衛生推進者名を掲示して職場の教職員に周知しなければならない
- *資格要件があり、実務経験者や講習修了者などが選任される

(2) 衛生推進者の職務

- ①施設・設備（安全装置・労働衛生関係設備）の点検、および使用状況の確認
- ②職場環境の点検および作業方法の点検など
- ③健康診断および健康の保持増進のための措置に関すること
- ④安全衛生教育に関すること
- ⑤異常な事態における応急措置に関すること
- ⑥労働災害の原因の調査および再発防止対策
- ⑦安全衛生情報の収集および労災・疾病などの統計の作成
- ⑧関係行政機関への安全衛生に関わる各種報告など

ポイントアドバイス

- 50人以下学校では衛生推進者を選任（労働基準協会主催の講習会など）
- 氏名を掲示し教職員に周知
- 職務は学校での安全衛生に関する仕事 ○チーム（委員会）で取り組む

7 産業医の役割

(第13条)

資料F

(1) 産業医の選任・資格

- *教職員が50人以上の学校では、事由発生14日以内に産業医を配置し、労基署署長に報告書を提出しなければならない
- *産業医は労働者の安全・健康などに関し専門的知識が求められるところから労働省令で定める要件を備えた者でなければならない
- *産業医には教育委員会などに対し必要な勧告をする権限が与えられている

(2) 産業医の職務

- ①健康診断および面接指導の実施、この結果に基づく健康を保持するための措置
- ②作業環境の維持管理
- ③作業の管理
- ④教職員の健康管理に関すること
- ⑤健康教育、健康相談、健康の保持増進を図るための措置
- ⑥衛生教育に関すること
- ⑦健康障害の原因の調査
- ⑧衛生管理者への指導、助言
- ⑨教育委員会・学校長への勧告（健康障害防止）

ポイントアドバイス

- 50人以上の学校では産業医の選任が義務づけ
- 月1回の職場巡視、衛生委員会への参加
- 産業医は教育委員会、学校長に対し勧告する権限を有する

8 衛生委員会

(第 18 条) 資料 G

(1) 衛生委員会の設置

- * 教職員が 50 人以上の学校では衛生委員会の設置が義務づけられている
- * 区・市町村段階では域内の学校を統括する衛生委員会の設置が必要
- * 教職員が 50 人未満の学校では「教職員の意見を聞くための機会、すなわち委員会等の設置の措置」を講じなければならないこととされている。(規則 23 条の 2)

(2) 衛生委員会の調査審議事項・運営

- ① 教職員の健康障害防止のための対策
 - ② 教職員の健康の保持増進を図るための対策
 - ③ 労働災害の原因および再発防止対策
 - ④ その他
 - * 安全衛生に関する計画・実施・評価・改善
 - * 長時間勤務による健康障害防止対策（過重労働対策）
 - * 精神的健康の保持増進を図るための対策（メンタルヘルス対策）など
- 衛生委員会は毎月 1 回以上開催、議事内容は教職員に周知する、会議録は 3 年保存

ポイントアドバイス

- 50 人以上の学校では衛生委員会の設置が義務づけ
- 毎月 1 回開催 議事内容は教職員に周知 議事は 3 年間保管
- 新たに過重労働対策とメンタルヘルス対策が調査審議事項に

9 作業管理とは

(第 65 条の 3) 資料 G

(1) 作業管理とは

- * 「教育委員会は、教職員の健康に配慮して、教職員の従事する仕事を適切に管理するように努めねばならない」(65 条の 3) とある
- * 個々の教職員には仕事に伴い疲労やストレスが生じるおそれがあり、過度にならないように仕事を適切に管理すること
- * 具体的な措置として勤務時間・休憩時間の適正化、仕事量の適正化などがある

(2) 作業管理に取り組むことの今日的意味・必要性

- * 長時間労働・過密労働を是正解消する上で勤務時間と仕事の量と質の関係について検討を行い改善を図ること（作業管理）は緊急の課題である
- * 作業管理を具体化することは過重労働対策でありメンタルヘルス対策に通じるものである
- * 電通事件最高裁判決で作業管理違反として事業者責任が問われた。教育委員会と学校長は教職員が健康で安全に働けるよう安全配慮義務を負っている

ポイントアドバイス

- 作業管理で勤務時間把握、過重労働対策、諸業務精選対策を
- 作業管理はメンタルヘルス対策に通じるもの
- 教育委員会・学校長は教職員への安全配慮義務を負う

10 作業環境管理とは

(第71条の2)

資料H

(1) 事業者(教育委員会)の責務

快適な職場環境の形成のための措置

事業者(教育委員会)が講ずる措置として次のことが定められている

- ①作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- ②労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- ③作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設・設備の設置
- ④快適な職場環境を形成するために必要な措置

(2) 「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」1992年 教育委員会は快適な職場環境を形成するために次のことを講ずることになっている

①職場環境を快適な状態に維持管理するための措置

(1) 空気環境=喫煙対策 (2) 温熱条件=温度・湿度対策 (3) 視環境=照度など

③作業に従事することによる労働者の疲労の回復を図るための施設設備の設置

(1) 臥床できる設備を整えた休憩室の確保 (2) シャワー室の整備 など

* 事務所衛生基準規則を参考に職場環境の改善を

ポイントアドバイス

- 作業環境管理の取り組みで職場環境の抜本的改善を
- 1992年の指針は快適な職場環境とは何かの参考となるもの
- 事務所衛生基準規則で職場チェックを、改善措置を

11 健康管理とは (第66条)

(1) 健康診断の意図・目的

教職員の健康状態を把握し健康管理を行うことと、健康状態から職場の有害要因を
発見し改善を図っていくためのもの

(2) 一般健康診断

① 雇い入れ時の健康診断：原則として検査項目の省略は認められない

② 定期健康診断 (省略項目あり)

* 1年以内に1回、定期に、11の項目について医師による健診を行わねばならない
* 健診結果は個人票を作成し5年間保存しなければならない

* 教育委員会は健診の結果、異常の所見がある教職員について健康を保持するための
必要な措置について医師の意見を3ヶ月以内に聞かなければならない

* 教育委員会は医師の意見を聞き、必要があるときは勤務時間の短縮などの措置を講
ずる

* 健診後、結果は教職員に通知される。これは自主的な健康管理のためでもある

* 特に健康の保持に努める必要がある教職員について医師による保健指導が義務に

(3) 長時間勤務労働者への医師による面接指導

(1月100時間以上・疲労蓄積・申し出・医師の面接指導・衛生委員会審議)

ポイントアドバイス

- 整備された健診機関での労安規則(第44条)に基づく健診は労働者の権利
- 「心の健康づくりのために指針」の活用が緊急の課題
- 勤務時間把握と長時間勤務者への医師の面接指導 常に過重労働対策を

1 2 安全衛生教育 (第 59 条)

(1) 安全衛生教育とは

多くの労働災害は労働者の知識や経験の不足が一因となっている。そこで、労働災害を防止するために災害要因の除去や安全衛生教育が有効な取り組みになる

(2) 雇い入れ時の教育

- * 初年者研修の内容として、労働安全衛生全般に関する基本的な教育を行う
- * 心身の健康を保つための安全衛生教育：メンタルヘルス教育
- * 労働災害防止のための教育 など

(3) 作業内容変更時の安全衛生教育

- * IT化に伴う安全衛生教育：「VDT作業のガイドライン」の研修
- * 新教育器機の導入に伴う安全衛生教育

(4) 管理者、安全衛生の担当者への教育

- * 管理職、衛生管理者、衛生推進者などへの安全衛生に関する教育、講習を行う
厚労省の通達や指針など（「パワハラ防止ガイドライン」の研修）

ポイントアドバイス

- 計画的・継続的な安全衛生の教育は教育委員会の義務
- 初任者研修の研修内容に労働安全衛生を位置づける
- 学校長、衛生管理者、衛生推進者への安全衛生教育は事故防止の為に不可欠

1 3 労働者の申告・法令の周知 (第 97 条 第 101 条)

(1) 労働者の申告

- * 労安法に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長などに申告し適当な措置を求めることができる（首長でもよい）
- * 申告したことを理由として、不利益な取り扱いをすることは許されない
- * 申告の事例

埼玉県新座市：教職員組合が市長に申告、この結果教育委員会は衛生委員会を設置
越谷市：教職員組合が市長に申告、市長は教育委員会に勤務時間把握を指導

(2) 法令の周知

- * 労働者に法令を周知させることは労働者の権利を理解させることになる
労働災害を防止する基本となる措置の一つで、近代労働保護法における重要な内容
- * 教職員の安全衛生に関する通達通知などは全教職員に配布するなどして周知せねばならない
- * 法令の周知を怠ると 50 万円以下の罰金が科せられる

ポイントアドバイス

- 「労働者の申告」制度の活用で違法状態の是正を
- 法令・通達などの教職員への周知は教育委員会の義務
- 法令通達の研修で労安の取り組みを確かなものへ

1 4 措置要求制度について

(地公法 46 条) 資料 I

(1) 措置要求制度とは

- * 教職員が給与、勤務時間その他の労働条件について適当な措置が執られるべきことを人事委員会に対して要求する制度
- * 措置要求することができるのは、現に職員としての身分を有する一般職の教職員
非常勤職員、臨時任用教職員、条件付き採用期間中の教職員も要求できる
- * 措置要求の例として「要求者を○年○月○日から○級○号に昇級させること」
「○○センター室の照明を増設すること」など具体的に行うのがよい

(2) 措置要求で成果を上げた例

埼玉県川口市：全市を統括する衛生委員会が設置、労安の取り組みが大きく前進
越谷市：人事委員会が勤務時間把握を市教委に勧告

(3) 措置要求効果について

- * 教育行政は措置要求をする中で、要求内容に沿った改善策を徐々に行う

ポイントアドバイス

- 勤務労働条件などで違法状態があるときは人事委員会へ措置要求を
- 法令遵守は行政の義務、措置要求で改善が実現
- 措置要求の過程で行政は要求内容については是正の措置を執ることがある

1 5 労安法推進と教職員組合の役割

資料 J

(1) 教職員組合運動と労安法

- * 教職員が人間らしく生き健康で働けることを実現する上で、労安法に依拠して運動を進めることは今日的な課題であり、教職員組合運動の重要な柱

(2) 専門委員会設置がキメ手

- * 教職員の命と健康を守る取り組みは専門性と継続性さらに集中性が求められる
- * 専門委員会の設置と活動で運動を飛躍的に前進させることができる

(3) 専門委員会の活動

- * 定例の委員会活動 (月 1 回)
- * 学習会、交流集会などの開催
- * 労安パンフの発行、普及
- * 労安要求書原案づくり (執行部で最終検討、運動化へ)
- * 他団体との連携、交流 など

ポイントアドバイス

- 命と健康を守る労安の取り組みは教職員組合運動の最重要課題
- 専門委員会の設置の有無が労安推進のキメ手
- 専門委員会と執行機関との連絡・連携は常に密接に



教 福 第 182 号
平成 21 年 7 月 9 日

21 ス 学 健 第 4 号
平成 21 年 4 月 20 日

各市町村教育委員会教育長

様

各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について（通知）

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及びスポーツ・青少年局学校健康教育課長から通知がありましたので送付します。各市町村教育委員会におかれましては、当該通知を踏まえ、労働安全衛生管理体制の整備について御配慮くださるようお願いいたします。

なお、労働安全衛生法に基づき平成 20 年 4 月より、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場も含め、すべての事業場に面接指導等が義務付けられており、これについては、平成 18 年 5 月 30 日教福第 94-2 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」を送付していますので御参照願います。

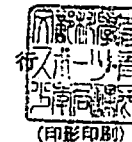
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長

殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
常 歴



文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
松 川 憲 行



公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について

文部科学省においては、毎年度、公立学校及び学校給食調理場を対象とした労働安全衛生法に基づく管理体制の整備状況について調査を行い、各地方公共団体における体制の整備状況を把握するとともに、その結果を周知しているところです。

平成 20 年 5 月 1 日現在の調査結果（別紙 1）によれば、公立学校における衛生管理者の選任率は 95.1%、衛生推進者の選任率は 84.9%、産業医の選任率は 94.6%、衛生委員会の設置率は 95.5%、学校給食調理場における安全管理者の選任率は 72.0%、衛生管理者の選任率は 75.0%、安全衛生推進者の選任率は 67.3%、産業医の選任率は 75.0%、安全委員会の設置率は 89.3%、衛生委員会の設置率は 73.5%となっています。労働安全衛生法上、一定規模の事業場においては、衛生管理者の選任等が義務であるにもかかわらず、未だ十分に整備されていない状況にあり、未整備の事業場においては、速やかに衛生管理者の選任等を行う必要があります。



担当 教育局教育総務部福利課
健康管理担当
電話 048-830-6971

資料 A

学校における 労働安全衛生管理体制の 整備のために

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～

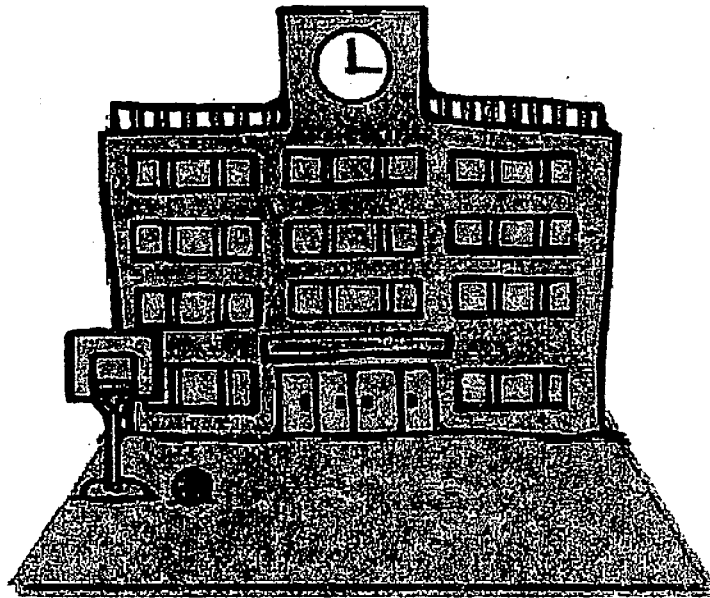


平成24年3月

文部科学省

資料B

川口市教育委員会
安全衛生管理規程集



川口市教育委員会

第3版（平成23年4月）

○川口市学校教職員安全衛生管理規程

平成10年6月4日

教育委員会規程第2号

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 安全衛生管理体制(第4条―第14条)
- 第3章 安全衛生教育(第15条―第17条)
- 第4章 健康管理(第18条―第25条)
- 第5章 職場環境の管理(第26条・第27条)
- 第6章 雑則(第28条―第31条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、教職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員で川口市立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)に常時勤務する教職員をいう。以下同じ。)の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。

(事業者等の責務)

第2条 事業者(川口市教育委員会をいう。)及び所属長(各学校の長及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。)は、この規程に定める事項を適切に実施するとともに、教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進しなければならない。

第3条 教職員は、所属長及び次章の規定により置かれる総括安全衛生管理者等が、法令及びこの規程に基づいて実施する安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に、協力するよう努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第4条 別表第1左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者の名称及びこれに充てる者の職は、別表第1に定めるとおりとする。

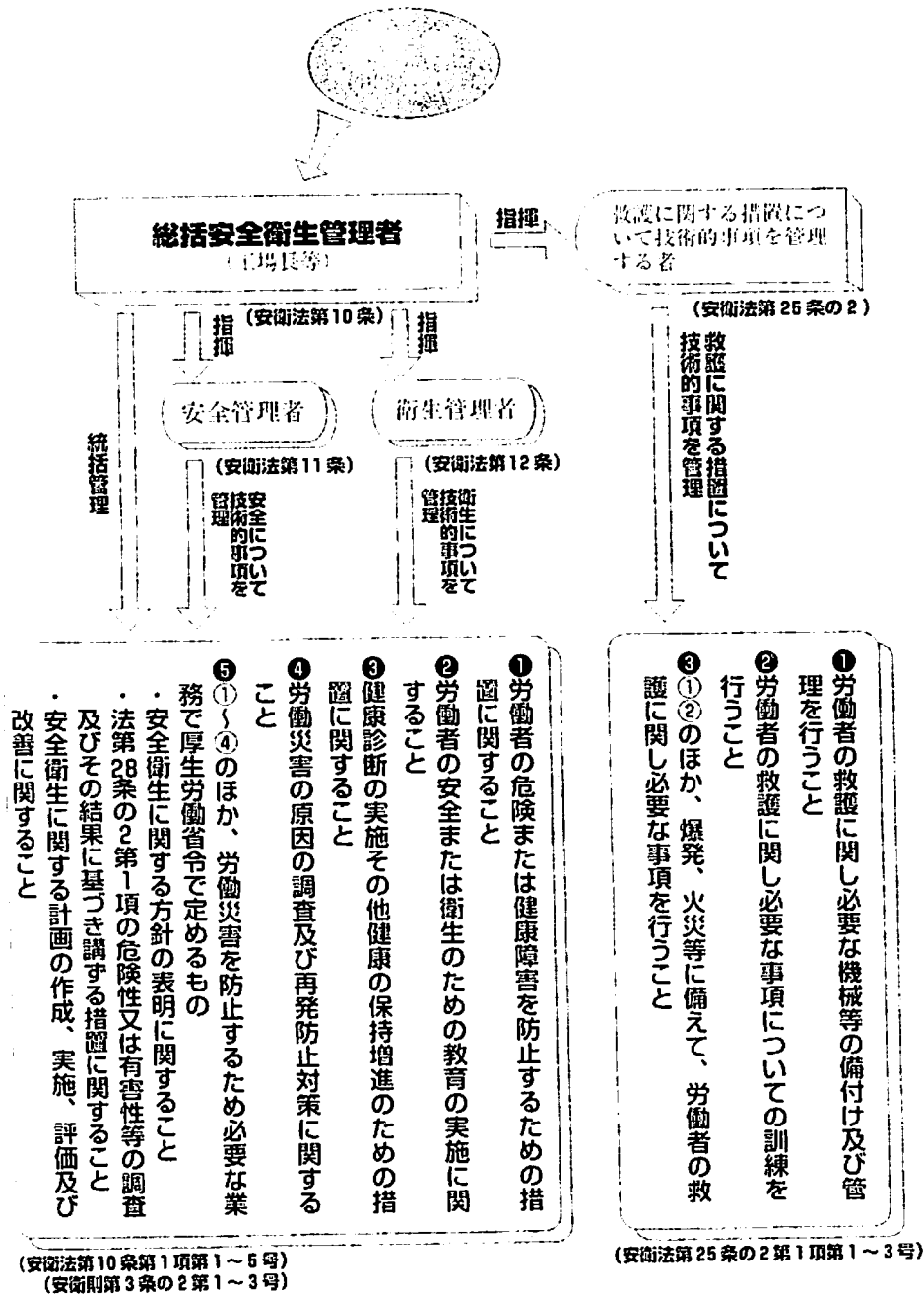
3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者及び衛生推進者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を統括管理する。

4 総括安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、総括安全衛生管理者があらかじめ指名した者がその職務を行う。

資料C

「総括安全衛生管理者

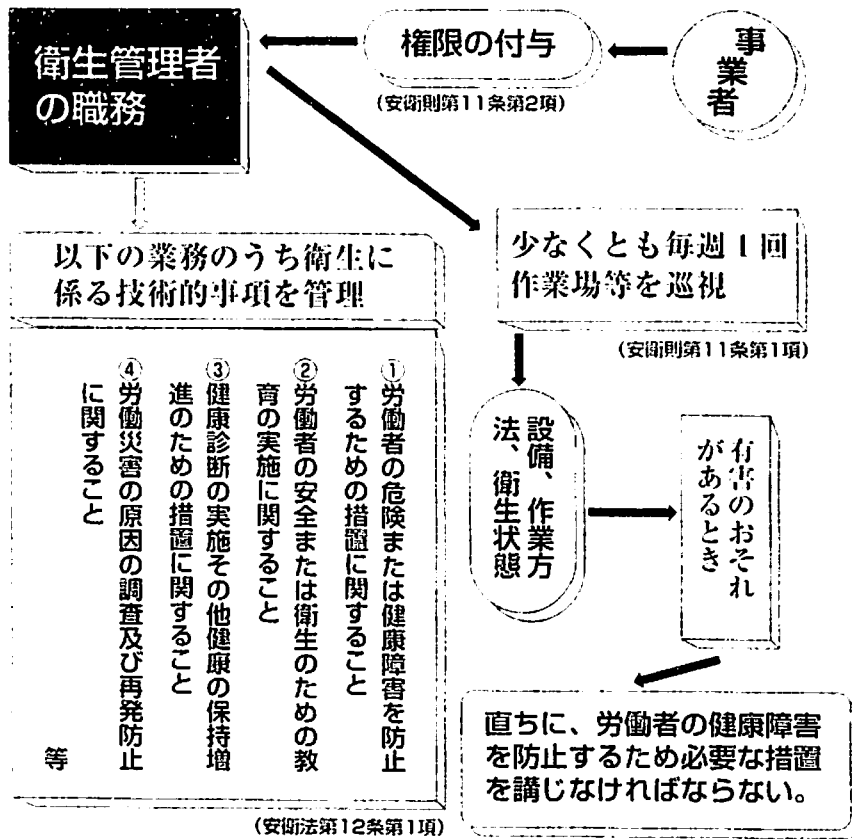
総括安全衛生管理者を中心とする安全管理体制



資料D

③衛生管理者

衛生管理者の職務



安全衛生推進者・衛生推進者

HOME コンサルティング » 安全衛生関連 » 派遣元責任者 危険物取扱者 企業研修・セミナー » 貸会議室 » ウェルネット » 安全衛生推進者・衛生推進者 » 講座内容

安全衛生推進者・衛生推進者

講座内容

トップ

安全衛生推進者等とは

講座の特徴

講座内容

日程

開催日程

年間開催予定

講師紹介

お申込み

よくあるご質問

お問合せ

1日コース

下記の日程のみ、安全衛生推進者講習の受講者、衛生推進者日の出席で修了となります。

○北海道地区 11月12日(月)

○東京地区 12月12日(水)および1月16日(水)のみ

時間

受講科目

9:20～11:20	作業環境管理および作業管理
11:20～11:30	10分休憩
11:30～12:30	健康の保持増進対策
12:30～13:20	昼休憩
13:20～14:20	安全衛生教育(労働衛生教育も含む)
14:20～15:20	安全衛生関係法令(労働衛生関係法令も含む)
15:20～15:35	15分休憩
15:35～17:35	安全管理
17:35～17:45	10分休憩
17:45～19:45	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
19:45～19:55	10分休憩
19:55～20:55	安全衛生関係法令

資料F

平成22年1月19日(火)

産業医 様

K小学校
衛生推進者

産業医の巡回指導のお願い

お世話になっております。

過日お願いしました巡回指導につき、下記の通りお願い致します。

記

1 日時 1月28日(木) 15時30分から17時まで

2 当日の日程

打ち合わせ	15時30分から15時40分
個別健康相談	15時45分から16時15分
健康管理研修会	16時25分から16時55分

2 当日の内容

(1) 打ち合わせについて 15時30分から15時40分 校長室にて
より、本校の現状と取り組みについて若干説明させていただきます。

(2) 個別健康相談 15時45分から16時15分
当日、先生との健康相談を希望する方がいます。
どうぞよろしくお願い致します。

(2) 教職員健康管理研修会 16時25分から16時55分

① 場所 会議室 全教職員が参加します

② テーマ 「健康診断と自分の健康管理」

—生活習慣病にならないために—

当日は先生方に自分の健康診断結果を見ていただきながら、先生のお話をお聴きします。健康診断結果の見方、活用について、生活習慣病予防の生活などについてご講話をお願い致します。

なお、別紙「生活習慣病にならないために」の資料を事前に配布してあります。

③ 進行 学校長あいさつ

先生の講話

質疑

教頭あいさつ

3 その他

(1) 資料送付 本校安全衛生会議提案資料、研修会資料、職場アンケート

(2) ご来校 校長室にお越し下さい

資料G

第1回衛生委員会 4月5日

メンバー 校長 教頭 低学年〇△ 中学年□〇 高学年△□ 担当 〇□

1. 年間活動計画と分担

川口市衛生管理規程の周知徹底 (校長)	健康診断申し込み実務 (〇□)
結果通知および保管 (校長)	胃検診申し込み実務 (〇□)
結果通知および保管 (校長)	校内安全衛生点検 (□〇) 及びその対策 (校長)
勤務時間の適正管理 (校長)	
産業医職場巡視および健康相談 (校長・教頭・□〇) 産業医 (□□先生)	
衛生教育 (□〇)	
公務災害学習会 (校長)	レク活動 (〇△・〇□)

2. 川口市衛生管理規程の周知徹底

全職員及び新任者及び他市より異動された方への周知をする。

*管理規程の配布と説明を行う

3. 校内安全衛生点検について

1 学期後半までに集約する

結果とその対策についての検討し、対策を講じる。

4. 時間外勤務の解消をはかる取り組み

- ・時間外勤務の解消のための対策を講じること
- ・ノー残業デーの新設 水曜日をあてる。理由 睡眠をしっかりとる日を週の中に入れることが大切。土日長く睡眠をとっても疲労は回復できないため。

5. 産業医職場巡視

職員トイレの改善が必要、改善内容 洋式トイレにする (できればウォッシュレットに) 数を増やす。

当面、図工室前トイレを職員専用にする。

1 学期 月産業医 (先生と相談して決める)

点検項目は後日確認する。 各教室に温度計・湿度計が必要です。

6. 健康相談

2 学期に実施 全員が定期健康診断の結果について 先生より相談を受ける

7. 衛生教育について

3 学期ではなく、夏休みに実施できれば。 内容は、希望をとります。

8. 公務災害についての学習会

夏休み 月 日

9. その他

- ① 職員救急体制について掲示する (校長)
- ② レク活動の呼びかけ

長時間過密労働改善のためのアンケート

氏名（ ）

①負担軽減のためにどのような取り組みが必要だと思いますか？

--

②教材研究の時間はとれていますか？どうしたら取れると思いますか？

--

③学年会や専科・支援員の方々との打ち合わせの時間はとれていますか？どうしたら取れると思いますか？

--

④休憩時間がとれていますか。どうしたら取れると思いますか？

--

⑤長時間勤務は、心臓疾患や精神疾患や認知症になりやすく、健康不安の大きな原因ですが、心配なことはありますか？

--

*12月22日までに袋に入れてください。

*できるところから改善を進められたらと思います。ご協力をお願いします。

事務所衛生基準規則

項 目		基 準	備 考
事務所の環境管理	気 積	10㎡/人以上とすること	定員により計算すること
	窓その他の開口部	最大開放部分の面積が床面積の1/20以上とすること	1/20未満のとき換気設備を設けること
	室内空気環境基準	一酸化炭素	0.5%ppm以下とすること
		炭酸ガス	0.5%以下
	温度	10℃以下のとき	暖房等の措置を行うこと
		冷房実施のとき	外気温より著しく低くしないこと
	空気環境管理方式による場合	供給空気 浮遊粉じん (約10ミクロン以下)	0.15mg/㎡以下とすること
		供給空気 の清浄度 一酸化炭素	10ppm以下
		供給空気 の清浄度 炭酸ガス	0.1%以下
		供給空気 の清浄度 気流	0.5m/s以下
		供給空気 の清浄度 室温	17℃以上28℃以下になるように努めること
		供給空気 の清浄度 相対湿度	40%以上70%以下
		測定	2月以内ごとに1回定期に行うこと
		供給空気 の清浄度 浮遊粉じん	0.15mg/㎡以下とすること
		供給空気 の清浄度 一酸化炭素	10ppm以下
		供給空気 の清浄度 炭酸ガス	0.1%以下
		室の気流	0.5m/s以下
	燃焼機具	室等の換気	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること
		器具の点検	異常の有無の日常点検を行うこと
		室内空気環境基準 一酸化炭素	50ppm以下とすること
		炭酸ガス	0.5%以下
	初めて使用するとき、機械換気設備の点検	分解・改造、修理の際及び2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること
採光・照明	照 度	精密な作業	300ルクス以上とすること
		普通の作業	150ルクス以上
		粗な作業	70ルクス以上
	採光・照明の方法		①明暗の対照を少なくすること (局所照明と全照照明を併用) ②まぶしさをなくすること
	照明設備の点検		6月以内ごとに1回定期的に行うこと

項 目		基 準	備 考
事務室の環境管理	給 水	カードせん孔機、タイプライター等の事務用機器を5台以上集中して作業を行わせる場合	①作業室を専用室とすること ②専用室はしゃ音及び吸音の機能をもつ隔壁とすること
		水 質 基 準	水道法第4条に規定する水質基準に適合すること
	給水せんに含まれる残留塩素	通常	遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること
		汚染等の場合	結合残留塩素の場合0.4ppm
		汚染等の場合	遊離残留塩素の場合0.2ppm
		汚染等の場合	結合残留塩素の場合1.5ppm
	排水設備	汚れの漏出防止のため補修及びそうじを行うこと	
	清掃及びねずみ、こん虫等の防除	6月以内ごとに1回定期に行うこと	統一的に行うこと
	廃 棄 物	労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること	
	便 所	区 別	男子用と女子用に分けること
		男子用大便所	60人以内ごとに1個以上とすること
		男子用小便所	30人以内ごとに1個以上とすること
		女子用便所	20人以内ごとに1個以上とすること
	便 池	汚物が土中に浸透しない構造とすること	
	手洗い設置	流出する清潔な水を十分に供給すること	
	洗 面	洗面設備を設けること	
	被服汚染の作業	更衣設備を設けること	
	被服湿潤の作業	被服の乾燥設備を設けること	
	休 憩	休憩の設備を設けるよう努めること	
	夜間の睡眠・仮眠	睡眠又は仮眠の設備を設けること	男子用、女子用に区別すること
	50人以上又は女子30人以上	休養室又は休養所を設けること	男子用、女子用に区別すること
	持続的立業	いすを備付けること	

資料H

資料 I

措置要求書 (案)

年 月 日

人事委員会 殿

要求者

地方公務員法第 46 条の規定に基づき、次の通り措置の要求をします。

要 求 者	氏 名	(ふりがな)	生年 月 日	年 月 日		
	住 所	郵便番号 (-) 電話				
	所 属	電話		職		
要 求 事 項	(1) 土曜授業日の勤務について、夏期休業中に割り振ることを止めること ①週休日の割り振りは、法に基づき翌週に行うこと 根拠・労働基準法 32 条の 4 (労働時間) ・同 119 条で罰則 (2) 労働時間の管理を日常的に行うこと ②始業終業時刻をタイムレコーダーなどの客観的方法により把握すること ③勤務時間記録簿の作成とその保管をすること 根拠・労働基準法 32 条 (8 時間労働) ・労働安全衛生規則 52 条 2～8 (面接指導で時間管理の義務づけ) ・文部科学省通知 2007 年 12 月 6 日、2009 年 4 月 20 日 (時間管理) ・労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について 2001 年 4 月 6 日 (使用者の管理義務) ・労働基準法 34 条 (休憩時間) (3) 残業が日常化している現状を変えるため、過重労働の解消の対策を立てること ④小学校の陸上競技大会を廃止すること ⑤指定研修を大幅に縮小し、内容も検討すること ⑥作成文書の厳選をすること ⑦教員の空き時間を増やすために、専科教員を増員すること ⑧市としての 30 人学級を実現すること ⑨司書教諭の全校配置を速やかに行うこと					

平成22年（措）第1号事案

判 定 書

要求者
越谷市立
教諭

埼玉県人事委員会は、平成22年8月9日付けで上記要求者から提出された勤務条件に関する措置の要求について、次のとおり判定する。

主 文

- 1 要求事項1については、次のとおり認める。
 - (1) 越谷市立〇小学校長は、より適切に教育職員の勤務時間を把握し、これを記録・保存する必要がある。
 - (2) 越谷市教育委員会は、越谷市立〇小学校において教育職員の勤務時間がより適切に把握されるよう所要の措置を講じる必要がある。
- 2 その他の要求事項については、これを認めることができない。

理 由

第1 要求事項

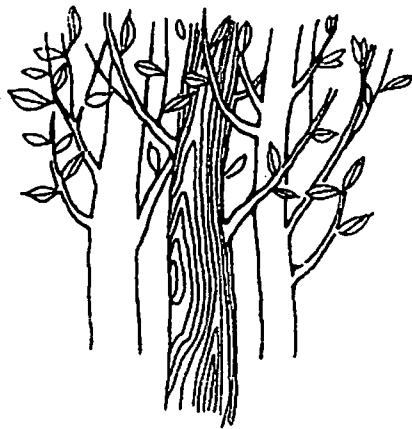
越谷市教育委員会と学校長への要求

- 1 労働時間の管理を日常的に行うこと
 - (1) 始業終業時刻をタイムレコーダーなどの客観的方法により把握すること
 - (2) 勤務時間記録簿の作成とその保管をすること
- 2 残業が日常化している現状を変えるため、過重労働の解消の対策を立てること
 - (3) 小学校の陸上競技大会を廃止すること
 - (4) 指定研修を大幅に縮小し、内容も検討すること
 - (5) 作成文書の厳選をすること
 - (6) 教員の持ち時間を増やすために、専科教員を増員すること
 - (7) 市としての30人学級を実現すること
 - (8) 司書教諭の全校配置を速やかに行うこと
- 3 教職員の安全・健康管理の施策を講ずること
 - (9) 産業医の専属の配置をすること
 - (10) 市としての教職員カウンセラー制度を設けること

生き生きと健康で働き続けるために

第2集

各職場での労働安全衛生体制のすすめ方



目次

第2集の発刊にあたって
各学校での「学校安全衛生委員会」のすすめ方
本町小学校での安全衛生懇談会の活動例
戸塚中学校での衛生委員会の活動例
措置要求制度を活用して職場要求を実現して例（飯塚小）
安全配慮義務を求めて特別予算で改善した例（原町小）
資料・職場環境チェック表
労働安全衛生法説明資料
衛生推進者設置要綱
衛生推進者設置運用方針

川口市教職員組合

-各学校での「学校安全衛生委員会」(仮称)のすすめ方-

1995年川口市教育委員会は労働安全衛生法により、衛生管理者(50人以上の職場)と衛生推進者(50人未満の職場)を小中学校に置きました。しかし、担当者(衛生推進者)は選任されたものの、労安法が目的とする「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること」(第1条)は、ほとんど取り組まれずにきました。目的を実現する責務を負っている教育委員会・学校長の責任は重大です。

労安法とは、どのような法律なのか、各学校ではどのような活動をすれば良いのかについての理解が十分でないことも適用具体化を遅らせている要因でもあります。

各校に労安法を推進する担当者(衛生推進者)が置かれた今、その具体化をすすめる条件が有ります。市の要綱・運用方針をもとに各校で何をどうすれば良いのかについてモデル(一案)を例示します。又、実際に1年間安全衛生委員会の活動を行った戸塚中の例も掲載しましたので参考にして、各職場でいのちと健康を守る取り組みをおおいに展開して下さい。

1. 学校安全衛生委員会(仮称)の組織(モデル案)

委員	学校長 教頭 衛生推進者 各学年より1名(分会が過半数を越えるときは分会の推薦で、そうでないときは、職場の過半数の推薦で)
議長	学校長
任期	1年
開会	委員の過半数の出席を要する
議事	出席委員全員の一致で決する 議題は市の設置要綱第4条、運用方針第4条に規定されていることをもとに起案する。(資料 参照)

2. 学校安全衛生委員会の進め方について

(1) 本年度委員の確認と会の運営について

①委員会のメンバーの確認

②会の運営について

- イ. 進行係りは、議長
- ロ. 記録係りは、校長を除く輪番制で
- ハ. 職員会議での提案報告は、開催時の記録係
- ニ. 教育委員会への報告は、校長
- ホ. 委員会への原案提案は、衛生推進者
- ヘ. 次の開催日時決定、検討事項の確認は、衛生推進者

(2) 年間計画について

①校内安全衛生点検

学期に1回、一斉点検を委員会を中心に計画立案

- イ. 実施日時の決定
- ロ. 点検表の準備(資料 参照)
- ハ. 点検結果の集計

②安全衛生教育

「安全衛生講話」の充実

- イ. 講話は、アンケートで集計し、委員会で決定
- ロ. 実施時期決定

③VDT作業

作業記録表の使用について、例えば学期に一度ずつ、期間は、一週間記録表をつける(自己管理をするため)

④健康診断

- イ. 健康診断について、教職員への徹底
- ロ. 検診結果(事後措置)についての指導の徹底
- ハ. 「人間ドッグ」等、各種検診への啓蒙

⑤公務災害

- イ. 年に一度は学習会をもつ
- ロ. 災害発生時の対応について、委員会で確認をし、教職員に周知する

⑥その他

- イ. 各職場で話題に出ていること等
- ロ. ニュースの発行
- ハ. 「健康図書・ビデオ」の充実

小中学校の安全衛生活動入門

(DVD 原稿)

大里総一郎

このビデオ原稿は2009年12月5日、東京社会医学研究センターが実施した「フォーラム—ILO 187号条約の批准と安全衛生活動の新しい展開」で埼玉県越谷市教職員組合の大里総一郎さんが発表したものです。

①労安法で学校が変わる

小中学校の安全衛生活動入門

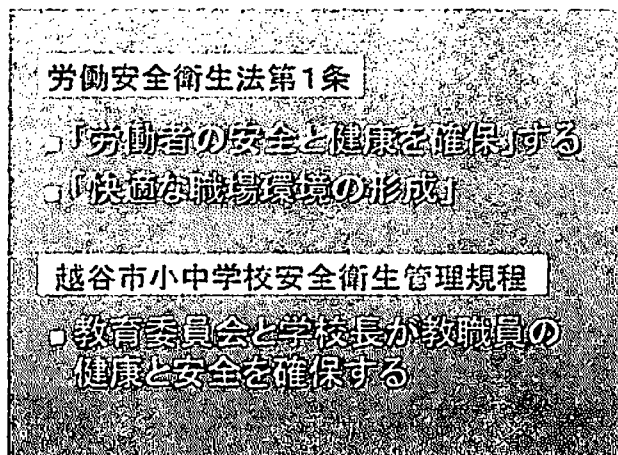
②【はじめに】

③お腹を押さえている職員がいます。

つらそうですね。おっと危ない。こちらの職員は、電源コードにつまずいて、危う怪我をするところでした。

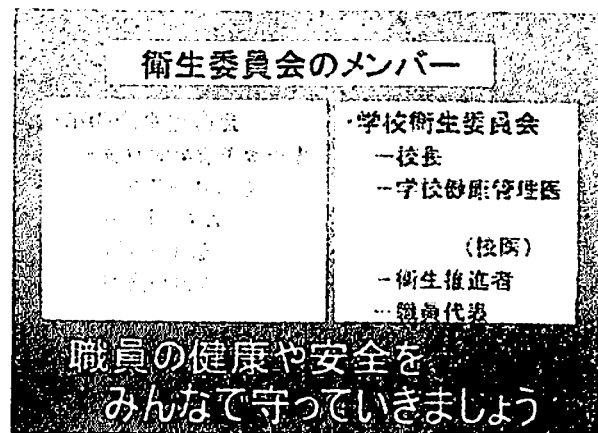
職員の怪我や体調不良が、個人の責任になっていませんか。

④【労安法の外観】



⑤職場のみんなの知恵を出し合って、健康や安全を守っていく。それが安全衛生活動の役割です。

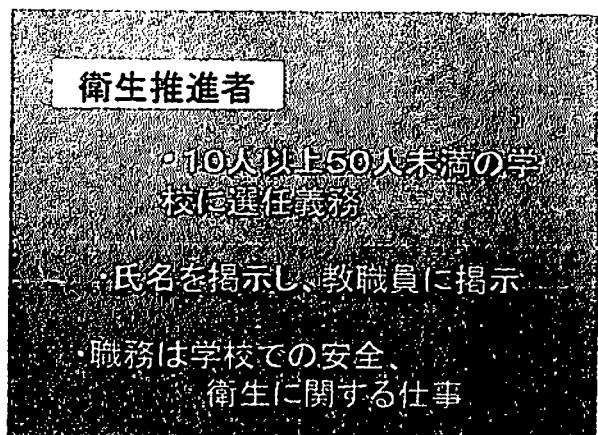
⑥このビデオでは、ある学校でやってきた職場の安全衛生の取り組みを報告したいと思います。



⑦【衛生推進者】

⑧衛生推進者は、職員の中から選ばれます。

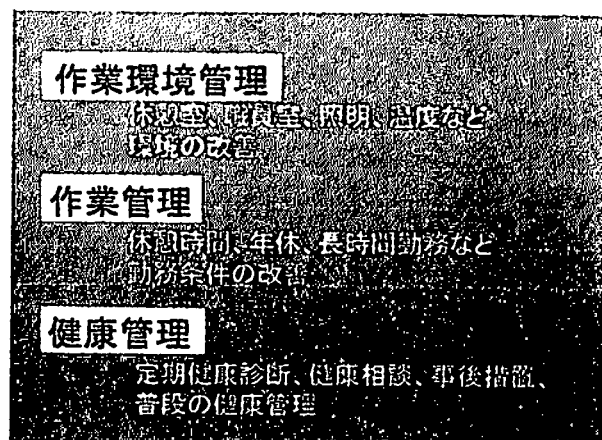
⑨職場の安全衛生の推進役です。



⑩【3つの管理】

作業環境管理・作業管理・健康管理

⑪安全衛生活動をどのような内容で進めていけばいいのでしょうか。この学校では、3つの柱で話し合い、役割を決めています。



⑫【作業環境管理】

⑬作業環境管理。施設・設備面では、衛生委員会で職員の意見を聞いたり、メンバーで学校を歩いたりすることもやってみました。

照明は暗くないか。

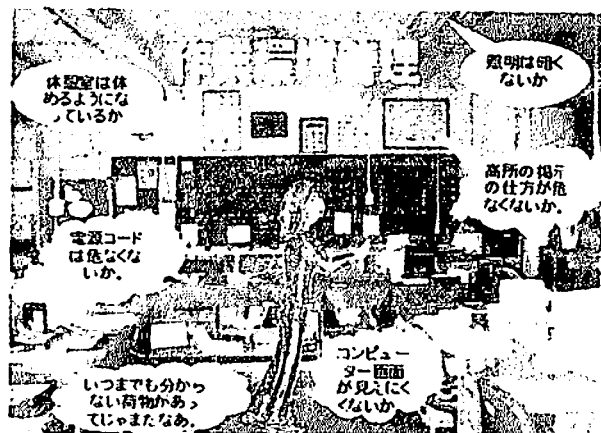
休憩室は休めるようになっているか。

高い所の掲示の仕方が安全にできるか。

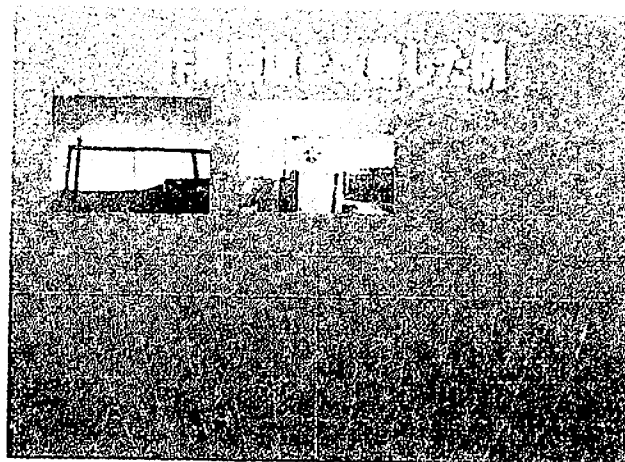
電源コードは危ないかないか。

いつまでもわからない荷物があって、じゃまになっていないか。

コンピューターの画面が見えにくいのか。



- ⑭作業環境を改善した例を見てみましょう。
- 蒸し暑かった更衣室に換気扇をつけた。
 - 濁った水の出る水道管を新しいもの変えた。
 - 段差が異なっている会談を同じ高さに改修した。
 - 職員に医薬品を使用できるようにした。
 - 職員用の椅子を五脚の安定のいいものに替えた。

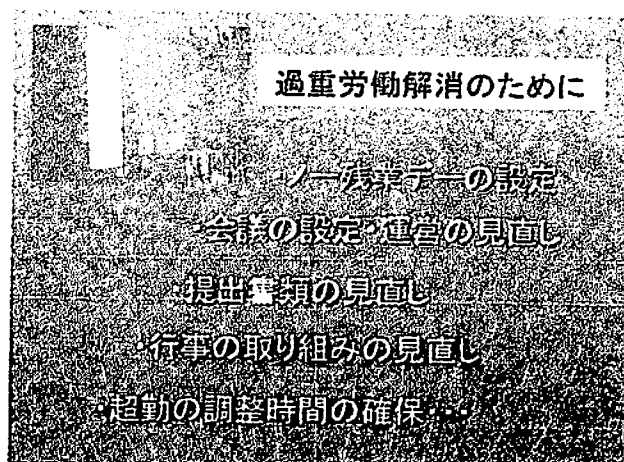


⑮【作業管理】

- ⑯作業管理。勤務条件などの面では、次のような意見がよせられていました。
- 時間外勤務の振り替えは、できるかな。
 - 年休をとりやすくするには。
 - 時間内に終わらないかな。
 - 早く帰れと言ったって帰れないわ。
 - ノー残業デーと書いてある学校があるよ。
 - 休憩時間や勤務終了後に会議を入れないで。

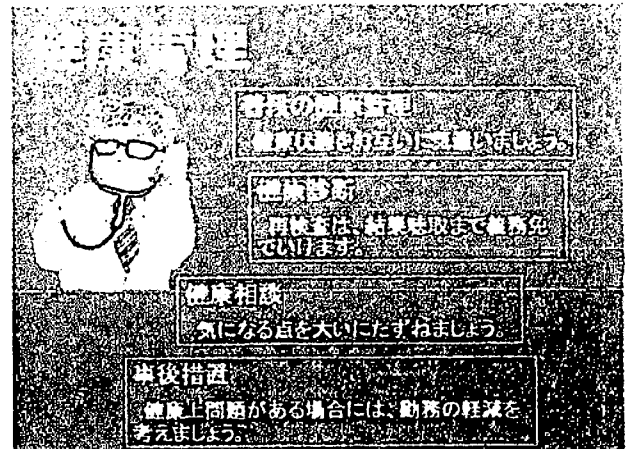


- ⑰過重労働解消のために、次のようなことも考えられます。



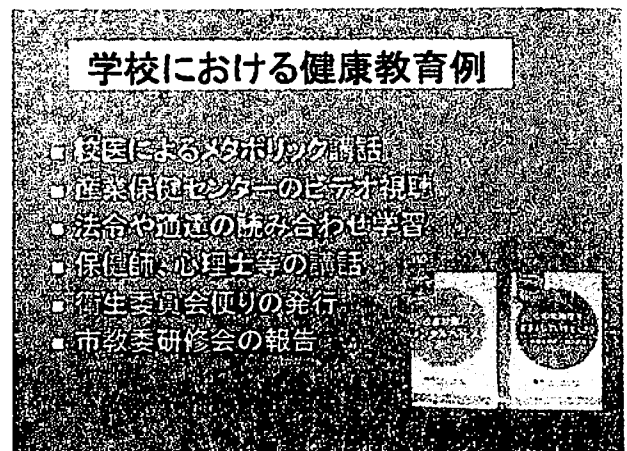
⑱【健康管理】

- ⑲健康管理。健康を守るために、健康診断だけでなく結果による再検査、事後指導などが大事です。



⑳【安全教育】

- ㉑安全衛生の研修会を夏休みに入れました。一部の委員だけでなく、職員全体で取り組む事が大切ですね。



㉒【メンタルヘルス】

- ㉓普段と違うなと感じた職員がいたら、「どうしたの?」「だいじょうぶ?」の一声がかけられる職場でありたいですね。



- ②④メンタルなどの問題があったとき、担当者が1人で背負い込まないで、管理職に相談しておくことも大事です。

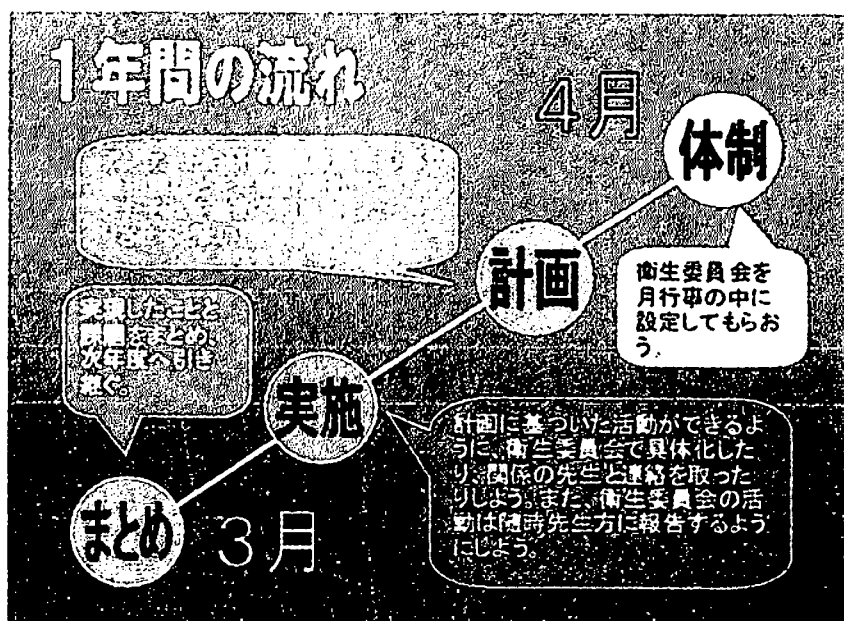
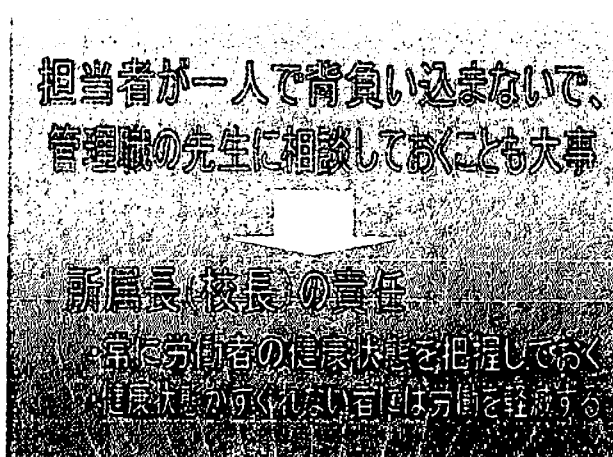
校長や教頭が、職員をあたたかく見守り、体や心の健康に配慮している学校では、きっと先生と子どもたちが輝いているのではないのでしょうか。

②⑤【1年間の流れ】

- ②⑤ 1年間の大きな活動の流れを紹介します。4月、組織をつくりまします。衛生委員会を月行事の中に設定してもらいます。

次の衛生委員会では、計画を立てます。アンケートや研修、健康相談など計画します。そして話し合いを積み重ねて、具体化していきます。活動内容はその都度、職員に報告するようにします。

3月には、実施したことで課題をまとめておくことも大事なことです。



②⑦【年間計画】

- ②⑦ この学校の年間計画をすこし詳しく見てみましょう。

まず1学期。4月に衛生委員会の組織をつくりまします。

5月 アンケートをとり、年間計画を作成します。

6月 アンケートを分析し、対応を考えます。

7月 定期健康診断について、職員に知らせします。

8月 夏休み中に、校内研修を入れます。

1学期	
4月	衛生委員会の組織作り
5月	年間計画の作成
6月	アンケートの分析
7月	定期健康診断の告知
8月	校内研修

②⑨次は2学期です。

9月 衛生委員会のメンバーで校内巡視をします。

10月 健康診断結果がでます。2回目のアンケートをとります。

11月 アンケートの分析と対応を考えます。

12月 学校評価に安全衛生の項目も追加します。

2学期	
9月	校内巡視
10月	健康診断結果
11月	アンケートへの
12月	学校評価への

③⑩最後に3学期です。

1月 健康相談を入れます。

2月 1年間の反省点をまとめます。

3月 来年度に向けて、成果と課題を明確に残します。

3学期	
1月	健康相談
2月	1年間の反省
3月	来年度に向けて

③⑪【衛生委員会の議題】

③⑫衛生委員会の議題は、次のように用意しました。まず最初に、各学年の職員の様子を交流します。次に、前回までの確認をします。

3、4、5で、3つの視点で問題を出し、解決策を話し合います。

次回の衛生委員会では、いつ頃やるか予定を立てて、それまでの課題を確認します。

衛生委員会の議題	
○月○日() 第○回衛生委員会 出席者() () () () ()	
1 職員の様子	各学年の職員の様子、具合の悪い人などを交流する。
2 前回の確認	前回までの経過と今回の課題を確認する。
3 環境管理	3つの視点で問題を出してもらい、解決策を話し合う。
4 作業環境管理	
5 健康管理	
6 次回の衛生委員会	いつ頃やるか予定を立て、それまでの課題を確認する。

③【安全衛生活動を進めてきて】

③④安全衛生活動を進めてきて、いくつか思いつくことをあげてみます。

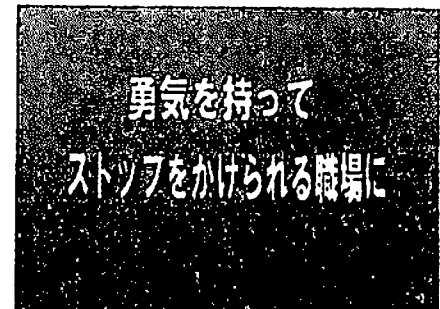
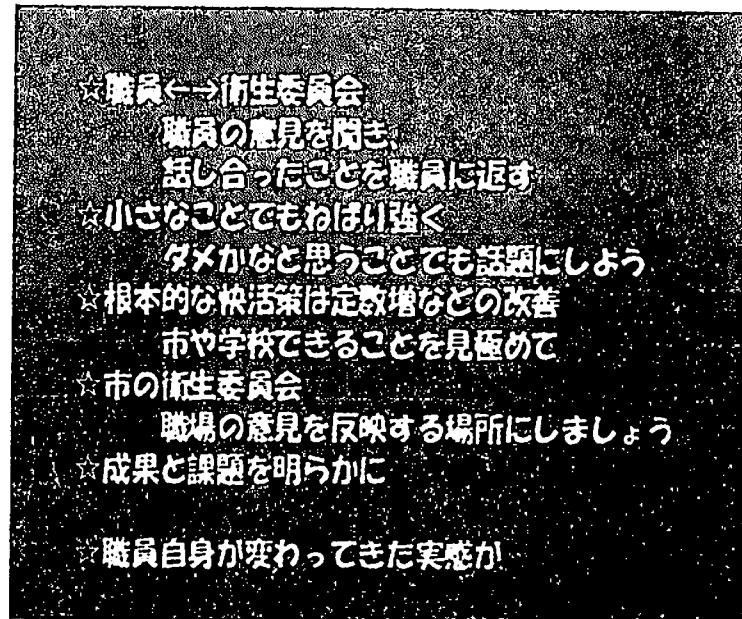
一つ目は、職員の声を聞き、話し合ったことを職員に返していくことが大事だということです。

二つ目は、小さなことでもねばり強く取り組むことです。予算的に難しいことも、ダメかなと思うことでも始めからあきらめないことです。

三つ目は、根本的な解決策は、教職員の定数増などの改善にあります。市や学校の段階でもできることを見極めていくことが大切です。

この取り組みの中で、職員自身の働きぶりに対する見方が変わってきたことを実感しています。

③⑤今の望みしそうな学校に、新しい風を吹かせましょう。労安法で学校が変わるのです。

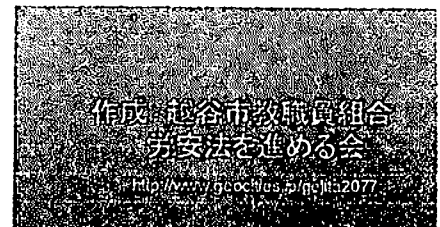


③⑥【絵 大平陽代さん】

【参考 「学校にローアンの風を」(きょういくネット)】

【協力 いのちと健康を守る埼玉センター】

③⑦【作成 越谷市教職員組合労安法を進める会 HP】



DVD 作製の経過

学校に働く教職員のために、わかりやすい手引書はないかと思い、いろいろ探してみましたが、「地方公務員安全衛生協会」の古いパンフレットしか見つかることができませんでした。

そこで、自分たちで作ってみることにしました。上のビデオ原稿が2作目です。1作目が労安法そのものの紹介で、今回は学校でどうやったらいいかに答える実践編にしてみました。DVD担当の鈴木さんが、ひと夏かけて作ってくれました。鈴木さんの奥さんには、だいぶ叱られました。

現在、各学校の夏の研修会や組合の学習会で使われています。この前、市の衛生推進者研修会があったので紹介したら、見知らぬ先生方が持って帰りました。労安法の改正を受けた、新しい流れを第3作目を出したいと思っています。

市と全学校に衛生委員会設置

越谷市教委と教組で学習と規約づくり



2005年4月から越谷市の市教委と教職員代表による衛生委員会が設置されました。中央衛生委員会と同時に各学校の衛生委員会も設けられ、車の両輪のように活動が始まりました。

労安体制の確立の経過は、1997年に組合の学習会で労安法の大事さを知り、蒲生南小で衛生委員会がつけられ、2002年に労安法を進める会（専門委員会）が発足しました。そして、2003年12月に市教委が、「44校を1事業所と見て衛生委員会をつくる」ことを組合に回答。2004年1年間かけて、市教委と学習会を開き、規程づくりの検討を重ねました。

衛生委員会設置の教訓は、①学習が大事なこと、②法に基づき粘り強く取り組むこと、③専門委員会が運動の流れをつくったこと、④いの健の集会や専門家の力を借りたこと、⑤市教委交渉や、措置要求、首長への申告等を行ったことです。弱小組合ですが、健康を守る確かな手応えを感じています。（越谷市教組 大里総一郎）